

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路道路付属物他設置工事
工事地名	自) 埼玉県越谷市増森 至) 埼玉県北葛飾郡松伏町田島

副所長	課長	専門調査官	専門官	担当

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年12月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 2月
2) 事務所名	北首都国道事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025120018	1 4) 単価適用年月	2026年 2月
4) 契約区分	単年度 (繰越を含む) の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 2月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	146日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 8年 8月24日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	浦和地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 4 号	2 2) 処 分 費 等	11,750
		2 3) 公 告 日	令和 7年12月17日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路道路付属物他設置工事 (当初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路修繕		式	1		52,487,110				
道路付属施設工		式	1		51,545,160				
防止柵工		式	1		50,742,000				
転落(横断)防止柵 (1) 横格子	柵高 1.1m 土中建込	m	1,500	10,280	15,420,000			単-1号	
転落(横断)防止柵 (2) 縦格子	柵高 1.1m 土中建込	m	2,900	12,180	35,322,000			単-2号	
道路付属物工		式	1		803,160				
視線誘導標	片面反射 φ100以下 支柱φ34 土中建込 30本以上	本	90	8,924	803,160			単-3号	
構造物撤去工		式	1		209,230				
構造物取壊し工		式	1		182,400				
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 人力施工	m3	5	36,480	182,400			単-4号	
運搬処理工		式	1		26,830				
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	5	3,016	15,080			単-5号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路道路付属物他設置工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
仮設工	コンクリート殻(無筋)	m3	5					単-6号	
仮設工		式	1		732,720				
交通管理工		式	1		732,720				
交通誘導警備員		人日	43	17,040	732,720			単-7号	
直接工事費		式	1		52,487,110				
共通仮設費		式	1		4,670,180				
共通仮設費		式	1		650,180				
技術管理費		式	1		63,180				
道路施設基本データ作成費用		式	1		63,180			内-1号	
現場環境改善費(率計上)		式	1		587,000				
共通仮設費(率計上)		式	1		4,020,000				
純工事費		式	1		57,157,290				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路道路付属物他設置工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路修繕		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場管理費		式	1		20,788,000				
工事原価		式	1		77,945,290				
一般管理費等		式	1		13,774,710				
工事価格		式	1		91,720,000				
消費税相当額		式	1		9,172,000				
工事費計		式	1		100,892,000				

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	転落(横断)防止柵 (1) 横格子	柵高 1.1m 土中建込	単位	m	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	防護柵 (横断・転落防止柵) 設置工	土中建込 ビーム式・パネ式 3m 無 100m以上(標準) 無 無	m	1	10,280	10,280		
	計					10,280		
	単価					10,280	円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	転落(横断)防止柵 (2) 縦格子	柵高 1.1m 土中建込	単位	m	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	防護柵 (横断・転落防止柵) 設置工	土中建込 ビーム式・パネ式 3m 無 100m以上(標準) 無 無	m	1	12,180	12,180		
	計					12,180		
	単価					12,180	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	視線誘導標	片面反射 φ100以下 支柱φ34 土中建込 30本以上	単位	本	数量	1	単価	8,924
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路付属物設置工(視線誘導標設置)		土中建込 手間+材料費 片面 反射体径φ100以下 支柱径φ34 防塵型(反射体 径φ100以下) 30本以上(標準) 無 無	本	1	8,924	8,924		
計						8,924		
単価						8,924	円/本	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 人力施工	単位	m3	数量	1	単価	36,480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 人力施工 無し 無し	m3	1	36,480	36,480		
計						36,480		
単価						36,480	円/m3	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,016
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋) 構造物とりこわし 機械積込 有り 18.5km以下 全ての費用	m 3	1	3,016	3,016		
計						3,016		
単価						3,016	円/m3	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-6号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)			m 3	1				
計								
単価							円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-7号	交通誘導警備員		単位	人日	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 B		人日	1	17,040	17,040		17,040
	計					17,040		
	単価					17,040	円/人日	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵 (横断・転落防止柵) 設置工	土中建込 ビーム式・パネル式 3m 無 100m以上(標準) 無 無	単位	m	数量	100	10,280
横断・転落防止柵設置工 土中建込用	ビーム式・パネル式	m	100	1,774.8	177,480	
転落防止柵	H=1100 根入長=1200 (土中建込) 4段	m	100	8,500	850,000	
諸雑費 (まるめ)		式	1		520	
計					1,028,000	
単価					10,280	円/m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	土中建込 ビーム式・パネル式 3m 無 100m以上(標準) 無 無	単位	m	数量	100	単価	12,180
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
横断・転落防止柵設置工 土中建込用	ビーム式・パネル式	m	100	1,774.8	177,480			
転落防止柵種)	H=1100 根入長=1200 (土中建込) 縦格子	m	100	10,400	1,040,000			
諸雑費 (まるめ)		式	1		520			
計					1,218,000			
単価					12,180	円/m		

参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工 無し 無し	単位	m 3	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	無筋構造物	屋間 人力施工 制約無	m 3	1	36,480.3	36,480		36,480
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					36,480		
	単価					36,480	円/m 3	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費		m 3	100				
	計							
	単価						円/m 3	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	人日	数量	単価	金額	単価	摘要
交通誘導警備員B						1		17,040
交通誘導警備員B		人	1	17,034		17,034		
諸雑費 (まるめ)		式	1				6	
計						17,040		
単価						17,040	円/人日	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
道路施設基本データ作成費						1		63,180
技術員		人	1.75	36,100		63,175		
諸雑費 (まるめ)		式	1				5	
計						63,180		
単価						63,180	円/式	

R 7 国道 4 号東埼玉道路道路付属物他設置工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	52,487,110		
(2)共通仮設費 -----	4,670,180		
(3)純工事費 -----	57,157,290		
(1)+(2)			
(4)現場管理費 -----	20,788,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	0
		(17)工場管理費 -----	0
(6)工事原価 -----	77,945,290	(18)工場製作原価 -----	0
(3)+(4)+(5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	13,774,710	((7)一般管理費等(計算額) [13,780,727])	
(8')その他費目計 -----	0		
(9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	91,720,000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	9,172,000		
(12)請負工事価格 -----	100,892,000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	91,720,000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	91,509,000		
(15)調査基準価格の100/110 -----	83,190,000		
(万円未満切り捨て)			

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0				
対象工事費	52,487,110	直接工事費	52,487,110	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	11,750	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）			0				
管理費区分1			0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7			0	(工場原価)			
管理費区分5			0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9			0	(間接費非対象額)			
管理費区分T			0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支 給 品（＋）			0				
無償貸付機械評価額（＋）			0				
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		52,487,110		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		52,475,360			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		7.51 %			0 %		
施工地域等補正		0 %		ICT施工補正	1		
率（補正後）		7.66 %	(7.51% × 週休1.02)				
計上額		4,020,000			0		0
比較結果							
	当該追加工事	A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	52,475,360	直接工事費	52,487,110		
非対象額計（－）	11,750				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	11,750	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	52,475,360	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	1.12 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率 (補正後)	1.12 %				
計上額	587,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				
	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	63,180				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	63,180
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					4,670,180

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	57,157,290	単独（追加工事）直接工事費	52,487,110	単独（追加工事）共通仮設費	4,670,180
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	57,157,290	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	57,145,540		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	35.31 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	36.37 %	（35.31% × 週休1.03）	0 %		
計上額	20,788,000		0		0
			4,283,324	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	北首都国道事務所 工務課	工事番号	2025120018	第 0 回変更
発注年月	令和07年12月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			道路維持工事	

工事原価	77,945,290				
純工事費	57,157,290	現場管理費	20,788,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	77,945,290	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	77,933,540	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	77,945,290				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.64 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	13,774,710				
業務委託料等	0				
調査基準価格	91,509,000				
調査基準価格の100/110	83,190,000	（ 90.7 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 4 号 東 埼 玉 道 路 道 路 付 属 物 他 設 置 工 事

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路道路付属物他設置工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路修繕		式		1		
道路付属施設工		式		1		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵 (1) 横格子	柵高 1.1m 土中建込	m		1,500		
転落(横断)防止柵 (2) 縦格子	柵高 1.1m 土中建込	m		2,900		
道路付属物工		式		1		
視線誘導標	片面反射 φ100以下 支柱φ34 土中建込 30本以上	本		90		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 人力施工	m3		5		
運搬処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路道路付属物他設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		5		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		5		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路道路付属物他設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 国道 4 号東埼玉道路
道路付属物他設置工事

特 記 仕 様 書

令和 7 年 1 2 月

国土交通省 関東地方整備局
北 首 都 国 道 事 務 所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版) (以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙- 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
 4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
 5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠

する。

起点 埼玉県越谷市増森 緯度 35° 53' 51" 経度 139 ° 49' 43"
終点 埼玉県北葛飾郡松伏町田島 緯度 35° 55' 56" 経度 139 ° 50' 09"

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要については必須登録とし、以下のとおりとする。

本工事は、東埼玉道路の埼玉県越谷市増森から埼玉県北葛飾郡松伏町田島において、安全対策のため、道路付属物等の設置工事を行う工事である。

当該地点は東埼玉道路が2車線で供用しており、周辺は田園地帯で、一部家屋が点在している。

主な工事内容は防護柵工：防止柵工 4,400m、道路付属施設工：視線誘導標 90本、構造物撤去工：構造物撤去工 1式を予定している。

第9条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R7国道4号東埼玉道路施工計画検討業務	4059541369

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印



注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第11条 低入札価格調査制度調査対象工事について

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受

注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は北首都国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。(別紙様式-0)

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 道路付属施設工

第14条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第15条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第16条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三

者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契

約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金額の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第25条 公共建設工事における分別解体等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（2）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間	備考
コンクリート殻（無筋） （径30cm程度以下、無筋）	（株）効林	埼玉県さいたま市 緑区寺山240-1	8:00～17:00	

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用
3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第28条 施工管理

1. 本工事は施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事は写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知

機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第31条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は下表のとおり見込んでいるが、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	43 人（うち有資格者 0 人）	交代要員無し

6. 本工事の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

7. 受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第 3 2 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃ 以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃ 以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃ 以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃ 以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃ 以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1.2

第33条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第34条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第35条 事業損失防止施設

工事施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、監督職員と協議のうえ、必要な調査を行うものとする。なお、設計変更の対象とする。

第36条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第37条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第38条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第39条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第40条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- (1) 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- (2) 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと。）
- (3) 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき監督職員へ提示するものとする。

第41条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第42条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
緑化・花壇の設置を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）及び現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
工事工程表の掲示を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第43条 工期

1. 工期は、雨天、休日等34日を見込み、工事の始期から146日間とする。
（但し、令和8年4月1日（工事着手期限）までに工事を開始すること）
※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
また、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から146日間で工事を完了させること。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	50日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率(猛暑日補正あり) (実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数)	0.79

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日： 24日間

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（さいたま観測所）及環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

第44条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延

長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第45条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第46条 週休二日の対応（完全週休2日（受注者希望方式））

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書

に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
 - ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
 - ・ 変更した就業規則
4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等
受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第47条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第48条 個人情報の取扱いについて

1. 基本的事項
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法

律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体

制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第49条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8:00~17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第50条 概算概略発注

本工事は、概略構造及び概算数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。

詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年4月上旬とする。

第51条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第52条 新技術等の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第51条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第51条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第53条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第54条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査にお

ける、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 55 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

② 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④ 発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤ 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

(4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事において

も積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第56条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第51条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認出来た場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第57条 出来高部分払方式

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第58条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を株式会社緑エンジニアリングに委託している。

第59条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。

また、本工事は施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第60条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号最終改正令和6年12月13日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第61条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12によるものとする。

第62条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバーへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第63条 技術検査

1. 本工事は中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定する

ものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第64条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第65条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第66条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
 - (1) 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領（案）」という。）[国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照]の適用範囲外の場合
 - (2) 受注者が測定機器を調達できない場合
 - (3) 測定機器が測定要領（案）で定める性能基準を満たさない場合
 - (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当ではないと判断される場合
 - (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合
4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領（案）に従う。
5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影

する。

(1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況

(2) 支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書(別紙様式-13)とともに監督職員へ提出する。

6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

7. 非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

受注者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合には、その内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。

第67条 工事用道路工

搬入路は現道とする。なお、詳細については監督職員と別途協議するものとする。また搬入路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ補修するものとし設計変更の対象とする。

第3章 その他

第68条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第69条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名	
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板	
	C030	平面線形		E070	交通遮断機	
	C050	舗装		E080	I.T.V	
	C060	道路交差点		E090	車両感知器	
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設	
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設	
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置	
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等	
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場	
	構造物	D010		橋梁	E150	雪崩防止施設
		D020		橋側歩道橋	E160	落石防止施設
D030		横断歩道橋		E170	消雪パイプ	
D040		トンネル		E180	ロードヒーティング	
D050		洞門		E190	除雪ステーション	
D060		スノーシェッド		E200	防災備蓄	
D070		地下横断歩道		E210	共同溝	
D080		道路BOX等		E220	CAB電線共同溝	
D090		横断BOX等		E230	植栽	
D100		パイプカルバート		E240	遮音施設	
D120		擁壁		E250	遮光フェンス	
D130		スノーシェルター		E270	流雪溝	
付属施設		E010		防護柵	E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送	
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設	
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡	
	E050	道路標識		E350	ビーコン	

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第70条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第71条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 <input type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 <input type="checkbox"/> 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 <input checked="" type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 <input type="checkbox"/> 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	<p>・第43条</p> <p>・第43条</p>
用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 <input type="checkbox"/> 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	<p>・第37条</p> <p>・第38条</p> <p>・第35条</p>
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	<p>・第31条</p> <p>・第34条</p>
工事用道路関係	<p>一般道路を搬入路として使用する場合</p> <input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 <input checked="" type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 <p>仮道路を設置する場合。</p> <input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	<p>・第67条</p>
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	・第25条
工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 <input type="checkbox"/> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 <input type="checkbox"/> 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 <input type="checkbox"/> 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 <input type="checkbox"/> 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

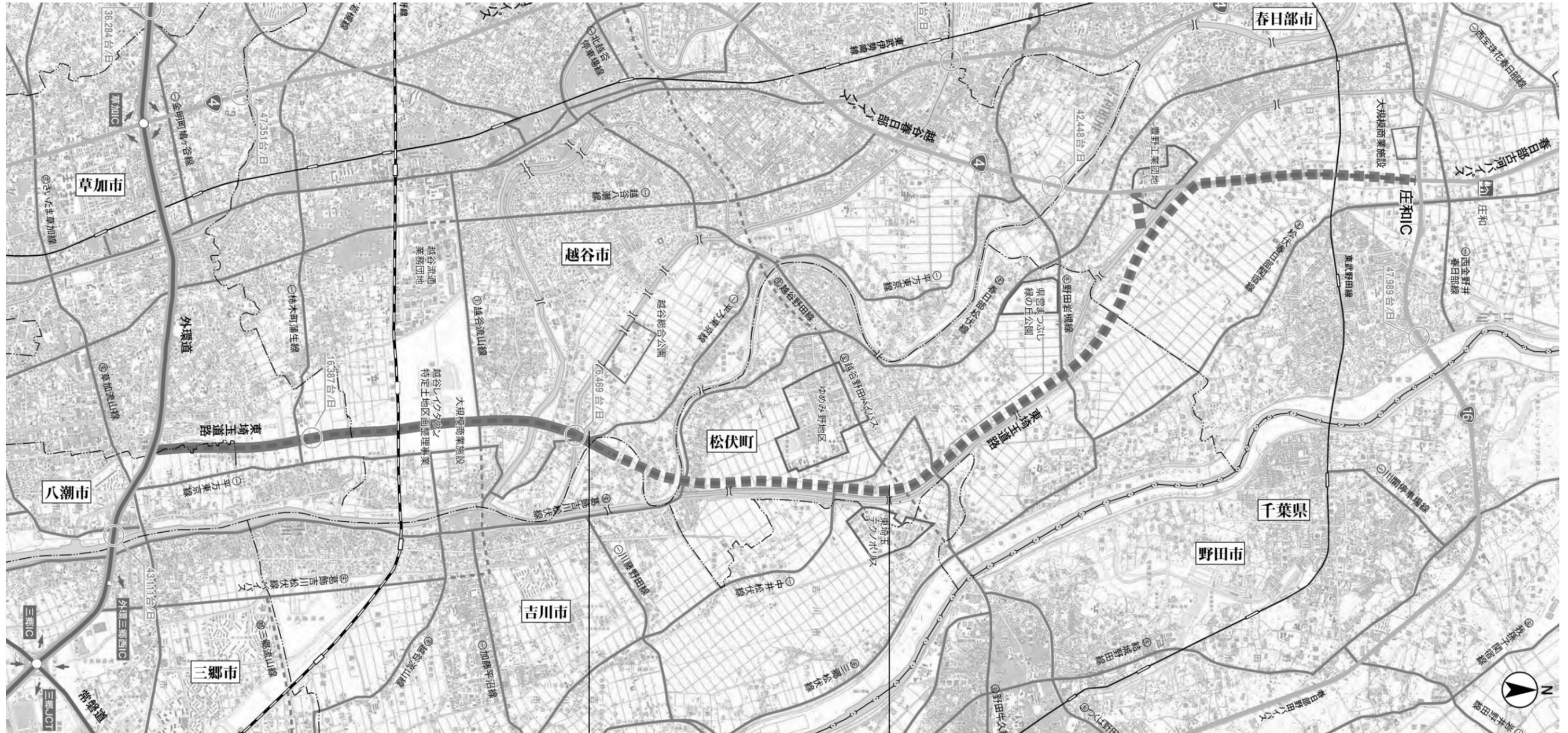
概略工事工程表

工事名: R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事

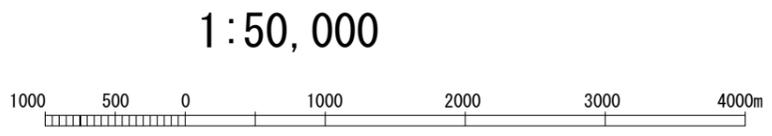
工種	単位	数量	令和8年度																備考 (パーティ(pt)数等)			
			10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160		170	180	
準備工	式	1	■	■	■	■	■														・50日間	
道路付属施設工 転落(横断)防止柵	式	1					■	■	■	■	■	■										・1pt
視線誘導標	式	1											■									・1pt
構造物撤去工	式	1					■															・1pt
後片付け工	式	1											■	■	■							・20日間
制約条件	夏季	—																				・8月中旬
	関係機関協議																					
	工事関連	—																				
雨休率の適用	準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正あり)を適用																					

工期: 工事の始期から146日間(但し、令和8年4月1日(工事着手期限)までに工事を開始すること。)

位置図 S=1:50,000



今回工事箇所
 自) 埼玉県越谷市増森
 至) 埼玉県北葛飾郡松伏町田島



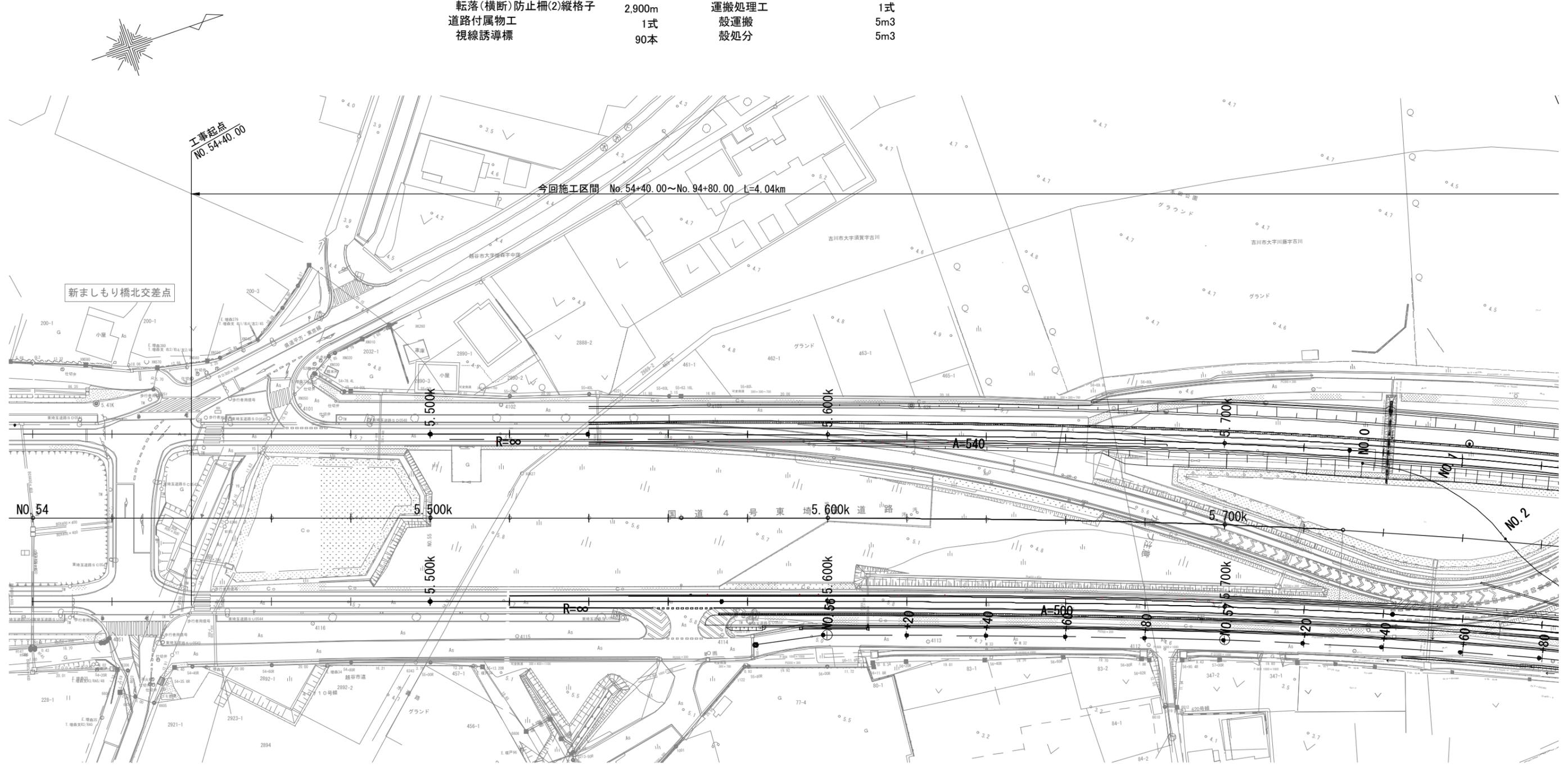
工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事			
図面名	位置図			
作成年月日	令和7年12月 日			
縮尺	1:50,000	図面番号	1 / 16	
会社名	セントラルコンサルタント株式会社			
所長	副所長	課長	専門調査官	専門官
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所			

平面図(1) 1:500

現場制約事項		本工事の図面は、概略構造および概略数量を示したものであり、詳細については監督職員の指示によるものとする。詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年4月上旬とする。
有	無	

※ 上記、現場制約事項は、施工条件のうち、特に留意すべき事項を記載しているものであり、工事着手にあたり、受発注者間で厳格に確認するものとする。

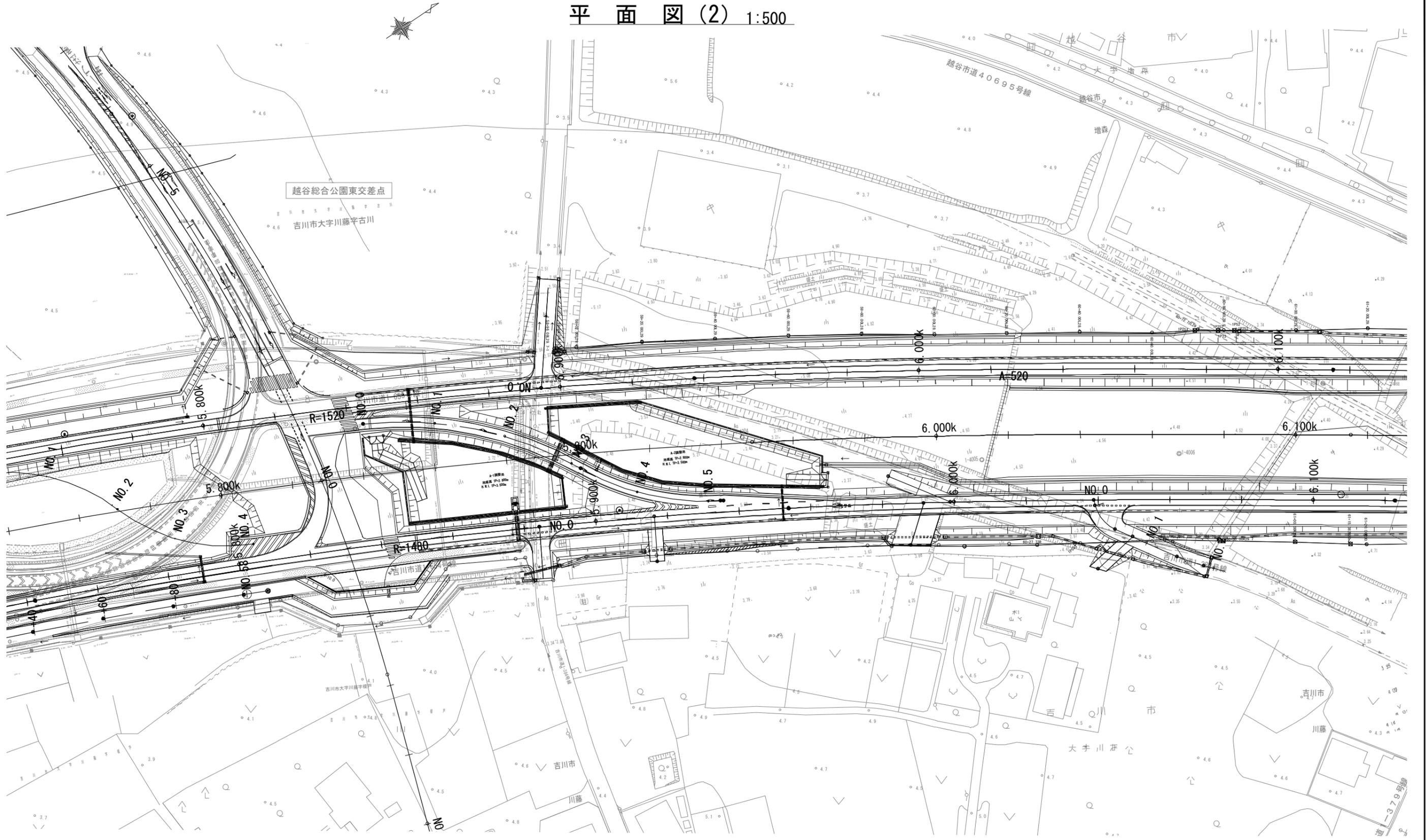
道路修繕	1式	構造物撤去工	1式	仮設工	1式
道路付属施設工	1式	構造物取壊し工	1式	交通管理工	1式
防止柵工	1式	コンクリート構造物取壊し	5m3	交通誘導警備員	1式
転落(横断)防止柵(1)横格子	1,500m	運搬処理工	1式		
転落(横断)防止柵(2)縦格子	2,900m	殻運搬	5m3		
道路付属物工	1式	殻処分	5m3		
視線誘導標	90本				



工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(1)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	2 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

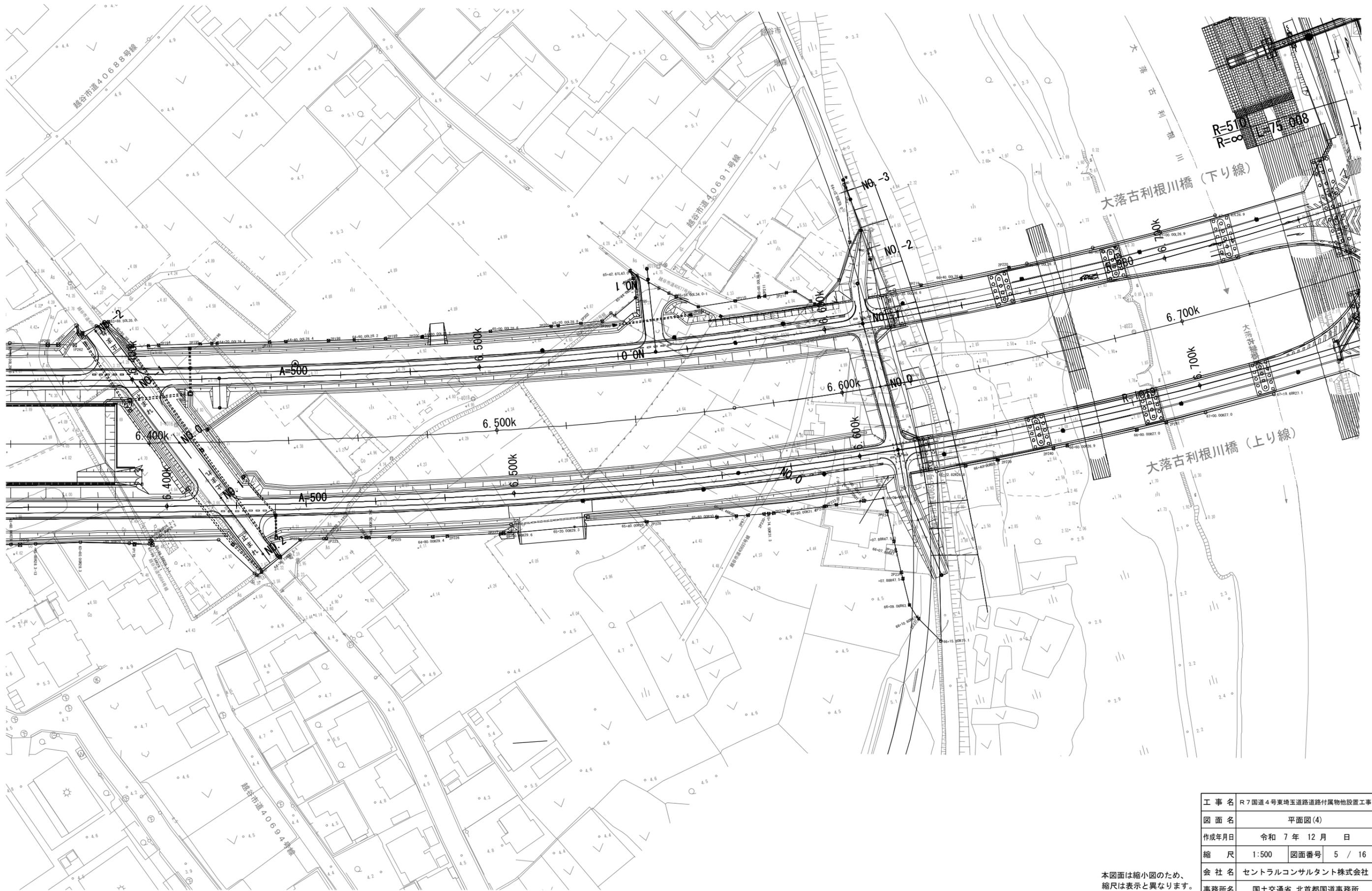
平面図(2) 1:500



本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(2)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	3 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

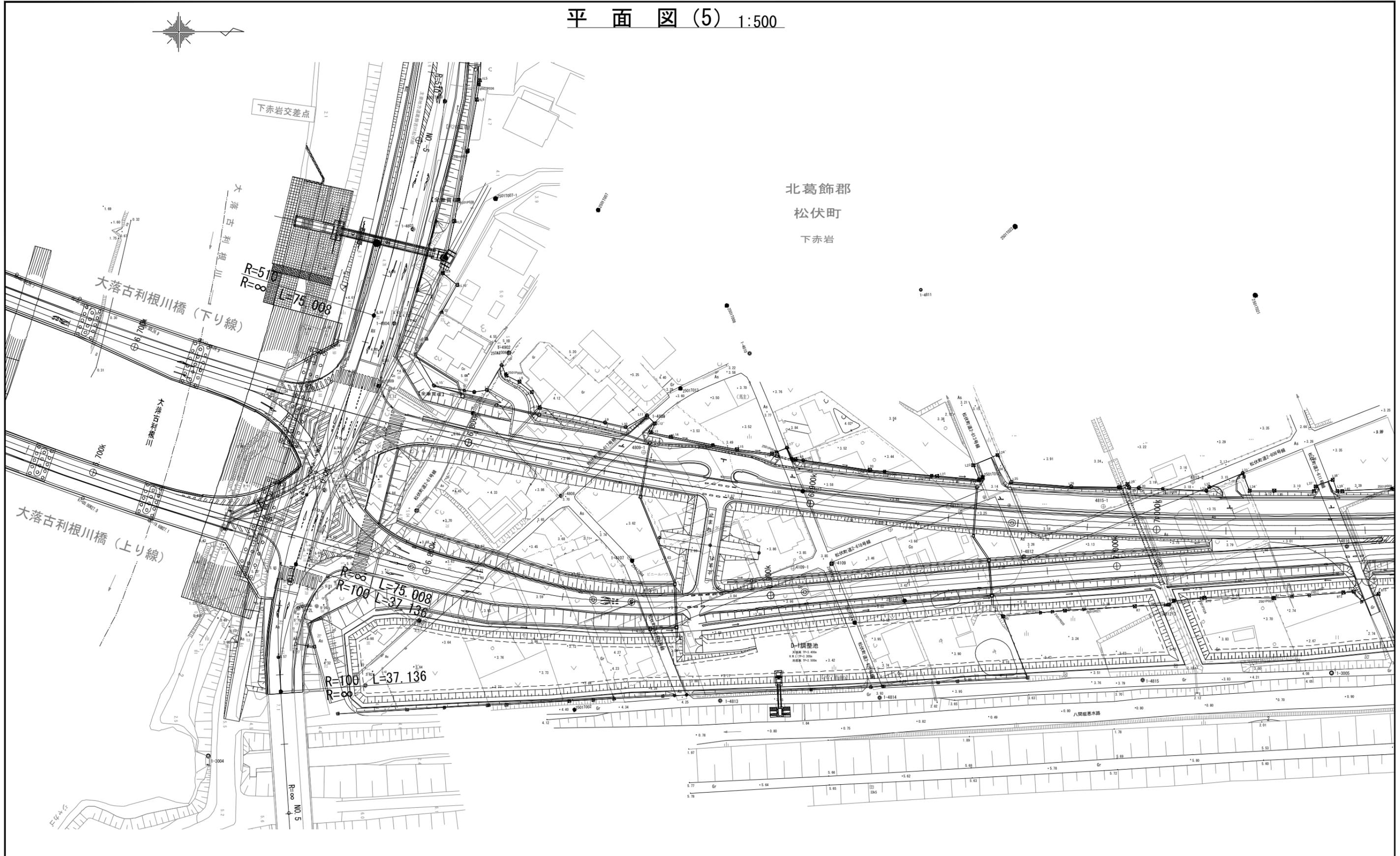
平面図(4) 1:500



工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(4)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	5 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

平面図(5) 1:500



工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(5)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	6 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

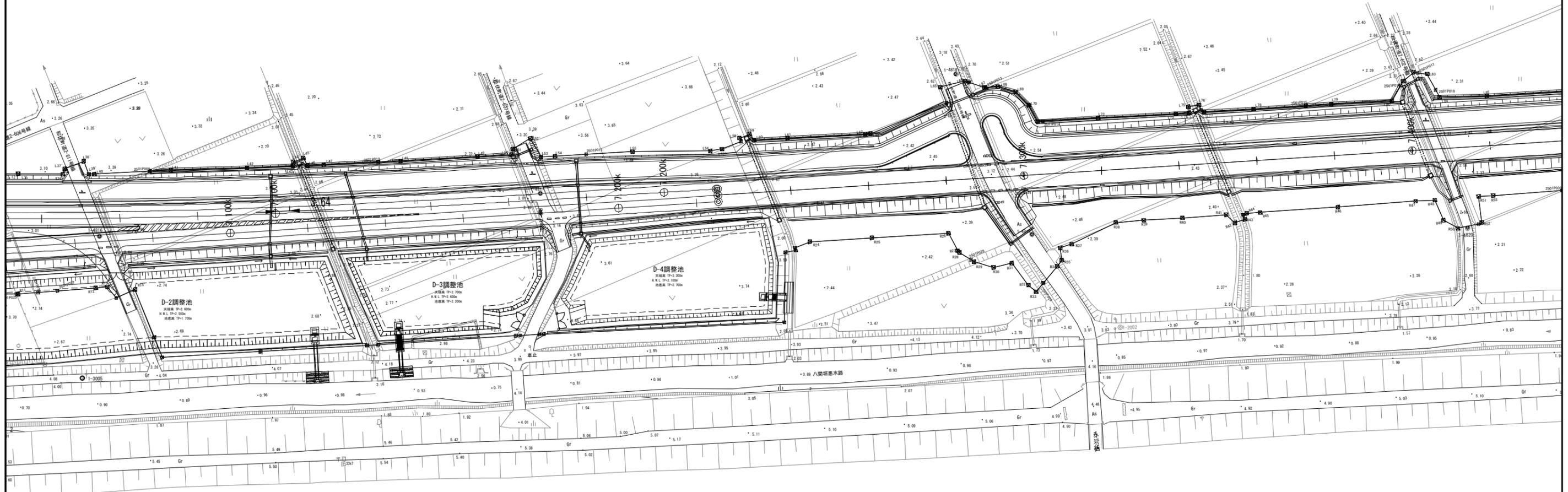
本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。



平面図(6) 1:500

北葛飾郡
松伏町

下赤岩



本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(6)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	7 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		



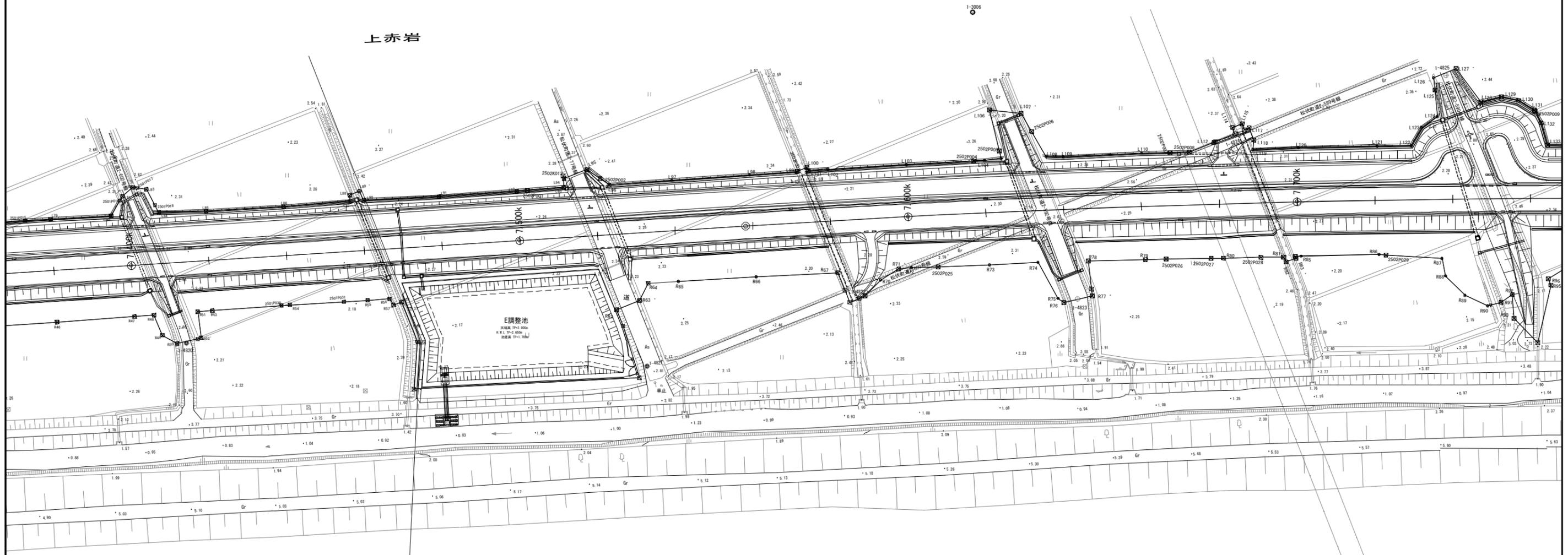
平面図(7) 1:500

北葛飾郡

松伏町

上赤岩

上赤岩



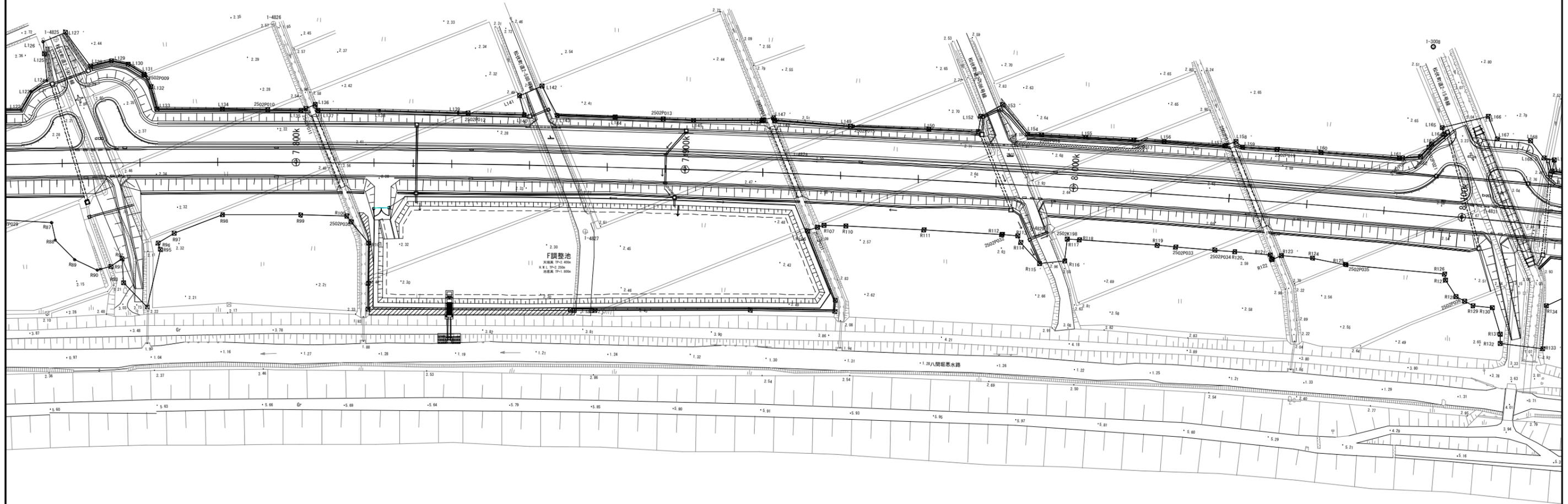
工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(7)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	8 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。



平面図(8) 1:500

北葛飾郡
松伏町
上赤岩

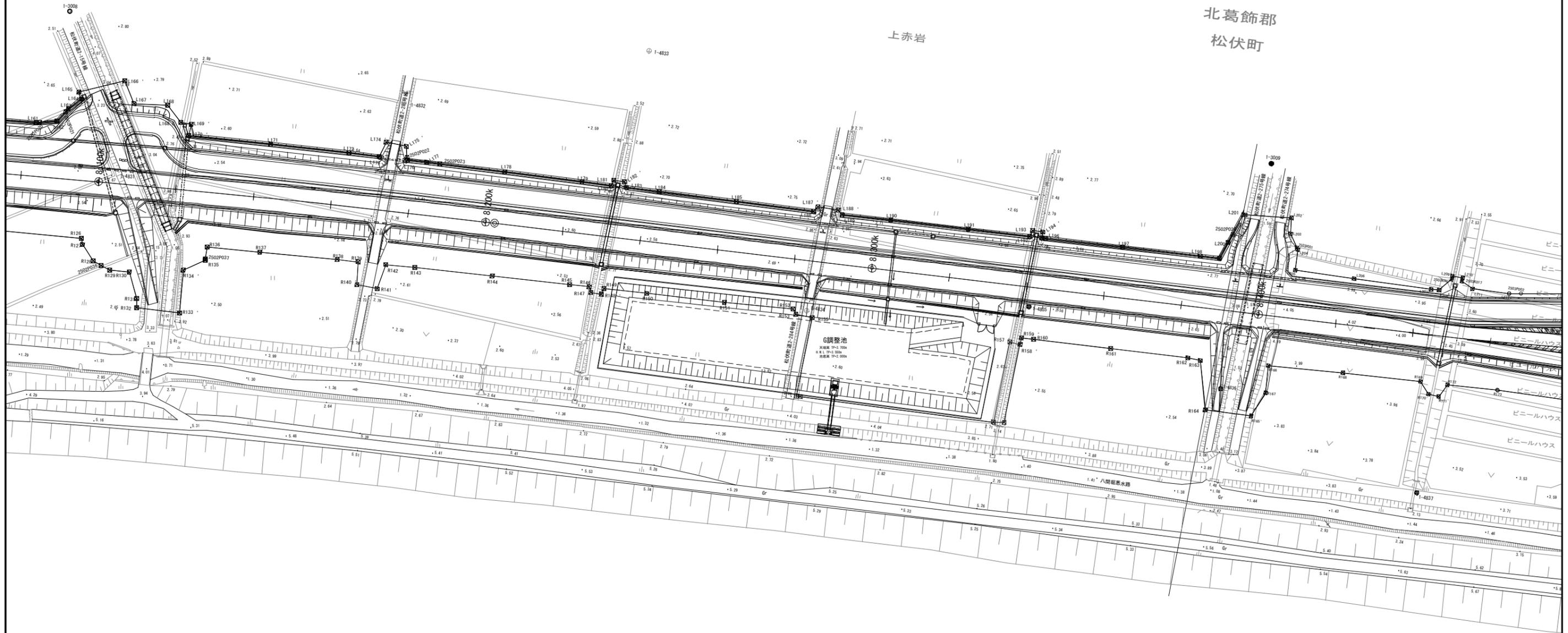


本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(8)		
作成年月日	令和7年12月日		
縮尺	1:500	図面番号	9 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		



平面図(9) 1:500



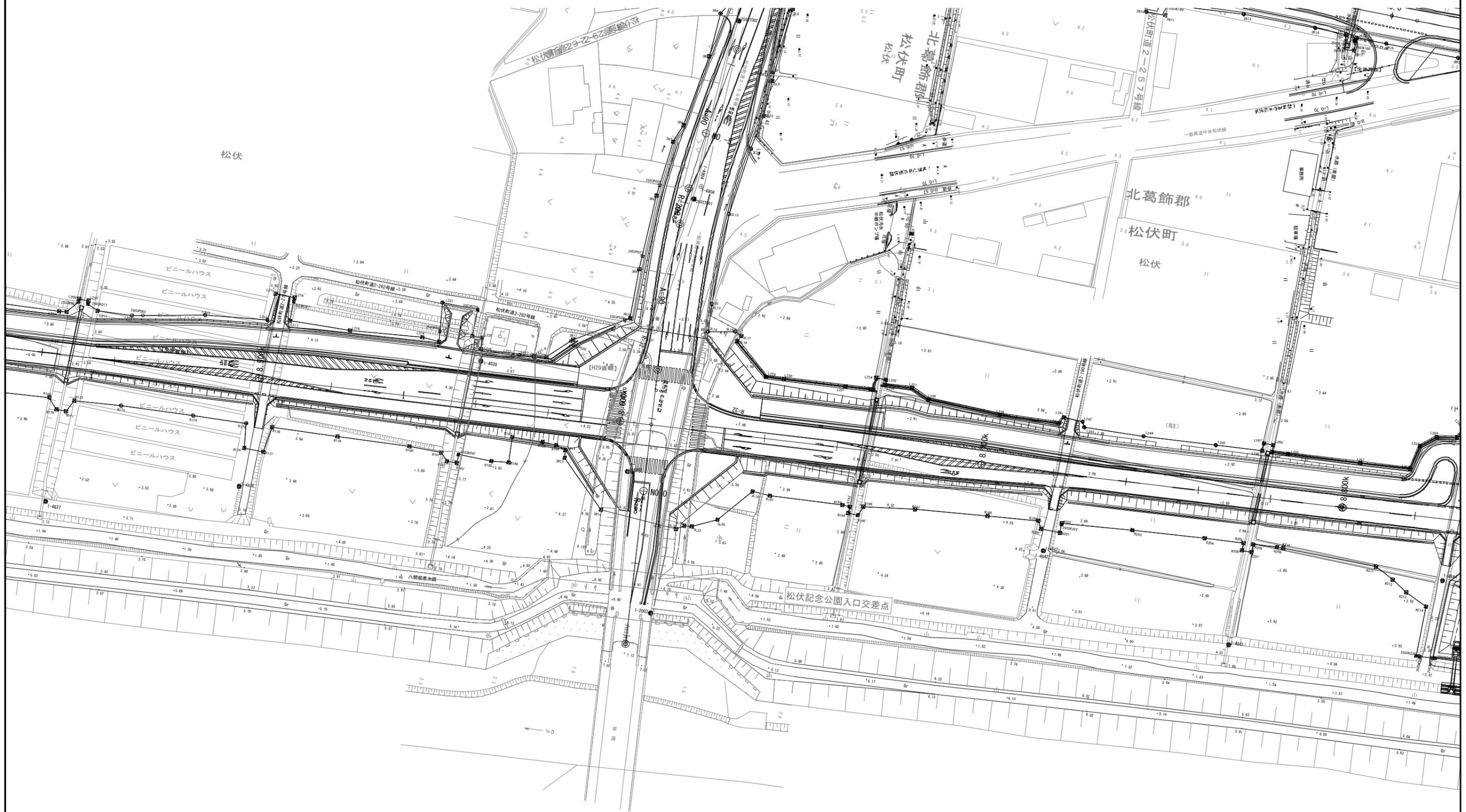
北葛飾郡
松伏町

上赤岩

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(9)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	10 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

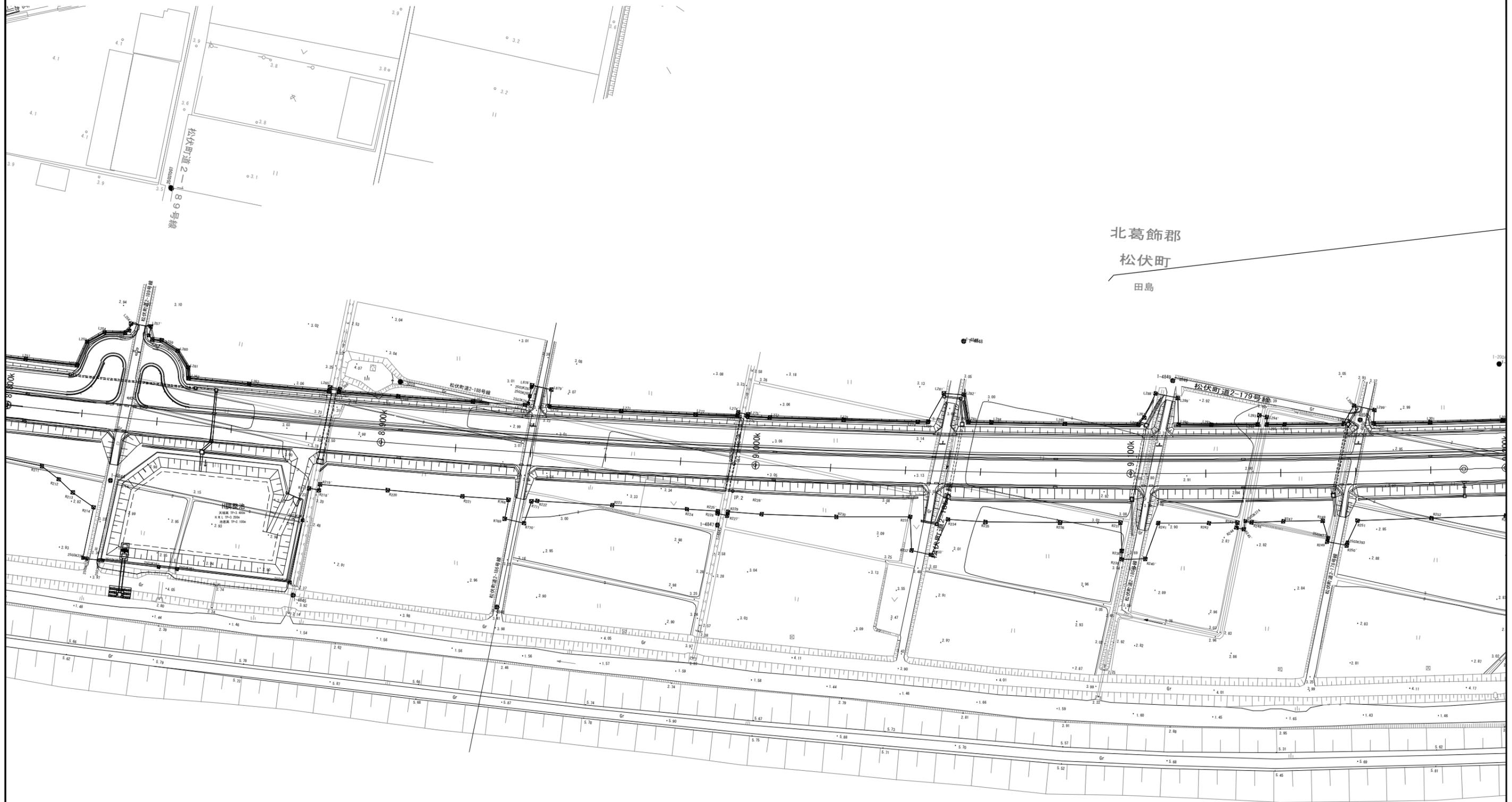
平面図(10) 1:500



本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(10)		
作成年月日	令和7年12月日		
縮尺	1:500	図面番号	11 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

平面図(11) 1:500



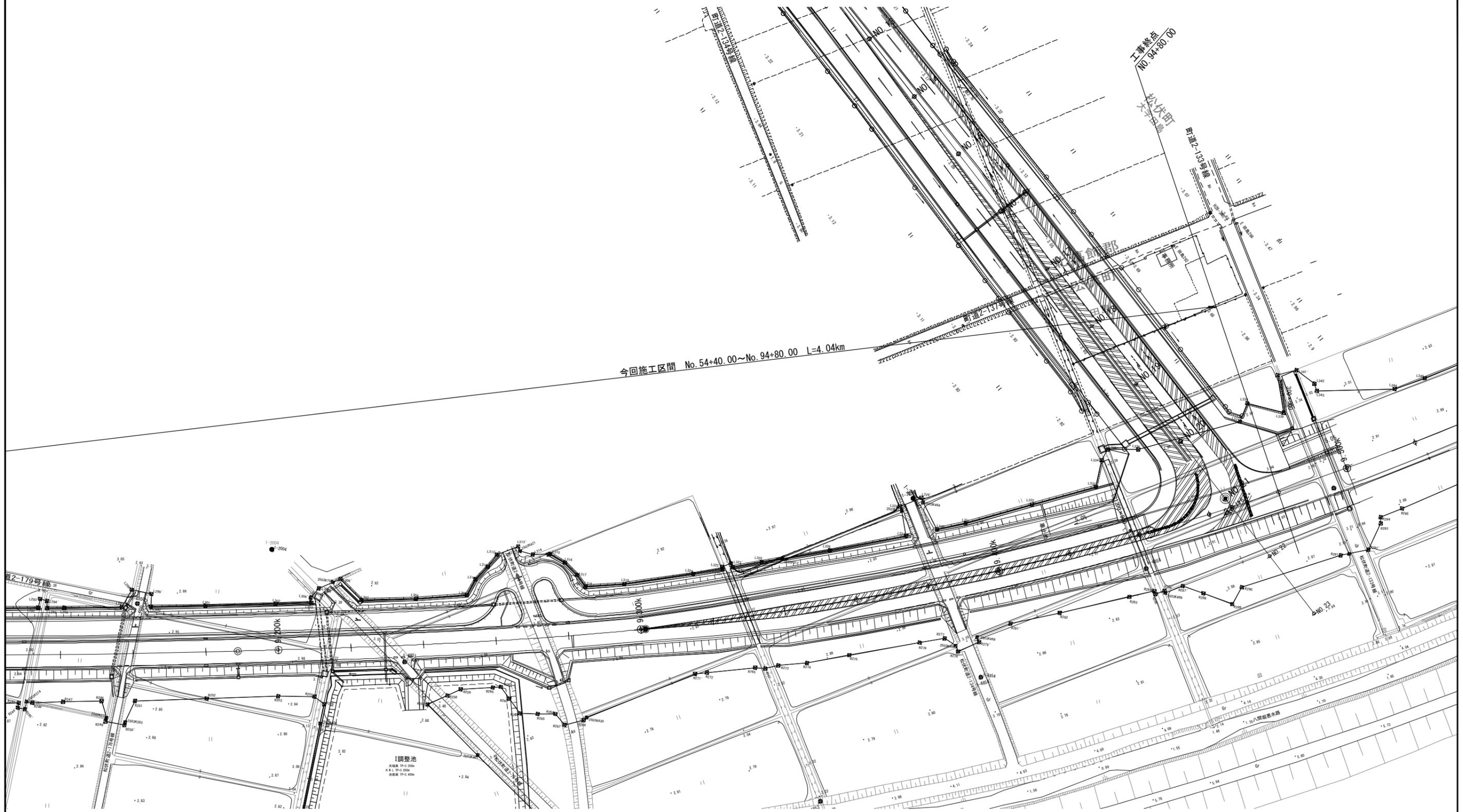
北葛飾郡
松伏町
田島

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(11)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	12 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。



平面図(12) 1:500



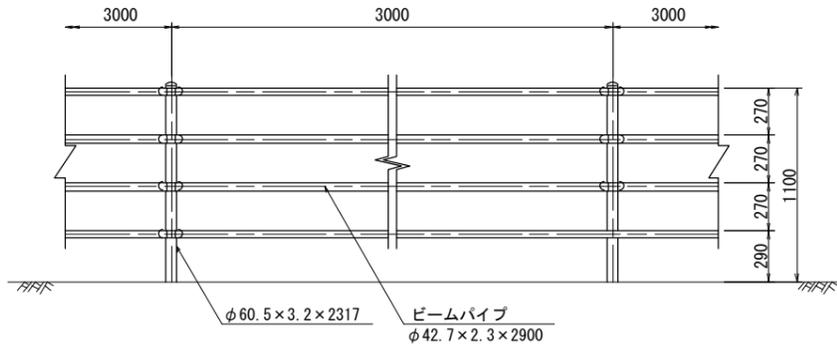
工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	平面図(12)		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:500	図面番号	13 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

構造図

転落防止柵 S=1:20

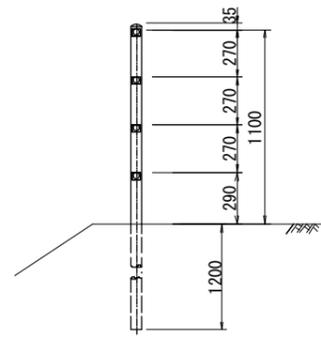
転落(横断)防止柵(1)



材料表 10m当り

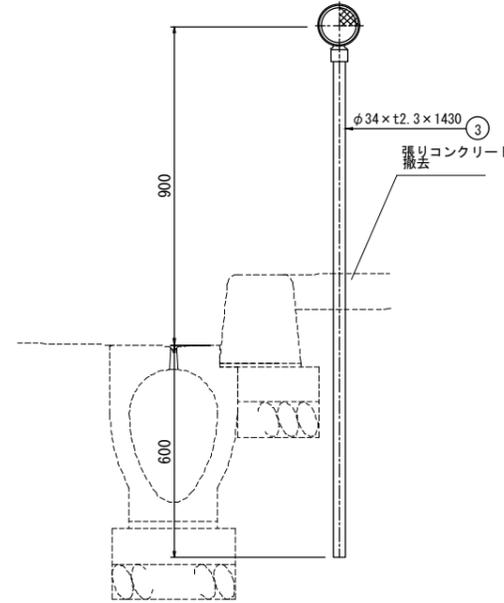
名称	規格-寸法	単位	数量	摘要
転落防止柵(横格子)	柵高1.1m	m	10.0	土中式・景観色(ダークブラウン)

転落防止柵 土中式

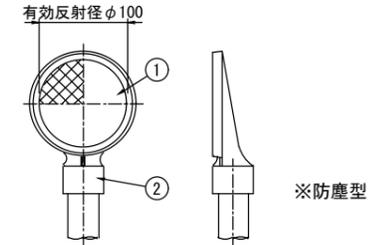


視線誘導標

土中式 S=1:10



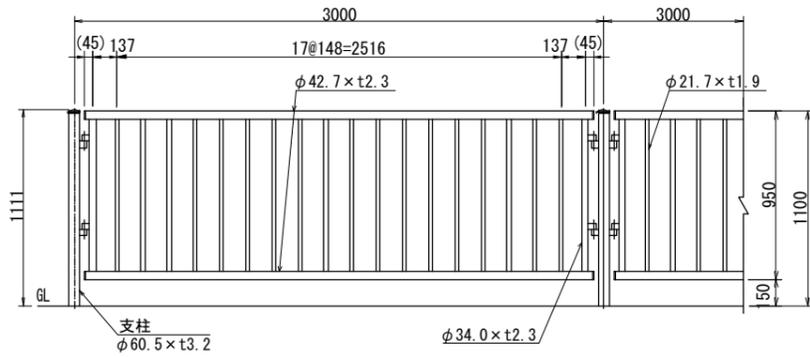
反射部詳細図 S=1:4



品番	品名	数量	材質	備考
1	反射体	1	ポリカーボネート樹脂	φ100
2	反射体取付枠	1	アルミニウム合金	
3	支柱	1	STK400, 亜鉛めっき	静電粉体塗装, 白色

※ 橙色反射体は、特殊蛍光プリズムレンズ使用

転落(横断)防止柵(2)



材料表 10m当り

名称	規格-寸法	単位	数量	摘要
転落防止柵(縦格子)	柵高1.1m	m	10.0	土中式・景観色(ダークブラウン)

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	構造図		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	図示	図面番号	14 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

撤去構造図 S=1:10

コンクリート構造物取壊し



数量表

1m3当り

名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリート構造物取壊し	無筋	m3	1	

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	撤去構造図		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	1:10	図面番号	15 / 16
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要
道路修繕		式	1	
道路付属施設工		式	1	
防止柵工		式	1	
転落(横断)防止柵 (1)横格子	柵高1.1m 土中建込	m	1,500	
転落(横断)防止柵 (2)縦格子	柵高1.1m 土中建込	m	2,900	
道路付属物工		式	1	
視線誘導標	片面反射 φ100以下 支柱φ34 土中建込 30本以上	本	90	
構造物撤去工		式	1	
構造物取壊し工		式	1	
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 人力施工	m ³	5	
運搬処理工		式	1	
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m ³	5	
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m ³	5	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員		式	1	

工事名	R7国道4号東埼玉道路道路付属物他設置工事		
図面名	数量総括表		
作成年月日	令和7年12月 日		
縮尺	—	図面番号	16 / 16
会社名	—		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		